

# 避難所だより

## 1 個人の市民税・固定資産税等の減免

### (1) 個人市民税の減免

#### 対象となる方

#### 1 居住する住宅に被害を受けた方

居住する住宅に被害を受けた方は、前年中の合計所得金額と損害の程度によって減免を受けることができます。

災害により居住する住宅に損害を受けた場合	損害の程度		
	半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

#### 2 所有する住宅または家財に被害を受けた方

所有する住宅(扶養する親族が居住する場合に限りです。)または家財に被害を受けた方は、前年中の合計所得金額と損害の程度によって減免を受けられる場合があります。

災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度		
	10分の2 以上 10分の4 未満のとき	10分の4 以上 10分の5 未満のとき	10分の5 以上のとき
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

※ 保険金、損害賠償金等による補てん金は除いて算定します。

#### 3 農作物に被害があった方

農作物に被害を受け、農作物の減収による損失額が平年における農作物合計収入額の10分の3以上あった方は、減免を受けられる場合があります。

なお、前年中の合計所得金額によって減免割合は異なります。

前年中の合計所得	軽減または免除の割合
300万円以下	全額
300万円超400万円以下	10分の8
400万円超550万円以下	10分の6
550万円超750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

※ 農作物共済金額等による補てん金は除いて算定します。

(裏面へつづく)

## お手続き

### ■必要なもの

#### 1 居住する住宅に被害を受けた方

- ・減免申請書(窓口に設置されています。)
- ・り災証明書(住家) ※写し可

#### 2 所有する住宅もしくは家財に被害を受けた方

- ・減免申請書(窓口に設置されています。)
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合

#### 3 農作物に被害があった方

- ・減免申請書(窓口に設置されています)
- ・り災証明書(農林水産業関係) ※写し可
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

### ■申請窓口

中央区役所税務課 096-328-2181

南区役所税務課 096-357-4143

東区役所税務課 096-367-9138

北区役所税務課 096-272-1114

西区役所税務課 096-329-1174

(受付時間: 平日 午前8時30分～午後5時15分)

## (2) 固定資産税の減免

### 対象となる資産

- ① 災害により、流失、水没、埋没もしくは崩壊等の被害を受け、作付不能または使用不能となった農地または宅地等
- ② 災害により、半壊以上の被害を受けた家屋
- ③ 災害により、損傷した償却資産

### 減免内容

区分	減免事由	減免割合
土地	2割以上4割未満	10分の4
	4割以上6割未満	10分の6
	6割以上8割未満	10分の8
	8割以上	10分の10
家屋	価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
	価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6
	価格の10分の5以上の価値を減じたとき	10分の10
償却資産	価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
	価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
	価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
	全損又は修復不能	10分の10

※ 償却資産とは、事業のために用いている構築物・機械装置・器具・備品等をいいます。

※ 今後、国からの通知等で減免割合や条件が変わる可能性があります。

※ 対象となるのは、震災日以後の納期分に限りです。

※ 申請は、納税通知書到着以降～納期限前7日までに行う必要があります。

※ 平成28年度の納税通知書の発送は、7月下旬を予定しています。

## お手続き

### ■申請窓口

#### ◆土地、家屋、償却資産について

中央区役所税務課	096-328-2181	南区役所税務課	096-357-4143
東区役所税務課	096-367-9138	北区役所税務課	096-272-1114
西区役所税務課	096-329-1174	(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時15分)	

※ 償却資産のお問合せ 課税管理課 096-328-2195

### ■必要なもの

- ・減免申請書(窓口に設置されています。)
- ・り災証明書(住家) ※写し可

## (3) 軽自動車税の減免

### 対 象

地震によって被害を受け、廃車した軽自動車等が対象になります。

※ 申請段階で廃車となっていない軽自動車等は、平成29年3月31日までに廃車する旨の申立書を提出することによって、減免を受けることが出来ます。

※ 申請は、**納期限前7日(平成28年8月24日(水))まで**に行う必要があります。

※ 申請前に既にお支払いされた税額は減免することが出来ませんので、お支払いされずにお手続きください。

## お手続き

### ■申請窓口

中央区役所税務課	096-328-2181	南区役所税務課	096-357-4143
東区役所税務課	096-367-9138	北区役所税務課	096-272-1114
西区役所税務課	096-329-1174	(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時15分)	

### ■必要なもの

- ・平成28年度軽自動車税納税通知書(8月1日(月)発送予定)
- ・減免申請書(窓口に設置されています。)
- ・被災し、使用することが出来なくなった事実がわかるもの(写真等)
- ・運転免許証(写し可)
- ・車検証(写し可)

## 2 雇用促進住宅の募集 募集期間:7月1日～7月15日

家屋が被害を受け、住宅に居住できなくなった方々に、緊急避難先として一時的に提供される雇用促進住宅の空戸178戸(うち熊本市内87戸)の募集があります。

### 《条件等》

◆入居対象者…熊本県内に住宅を有し、地震により住宅に居住できなくなった方  
※ 一部損壊でも入居可能ですが、り災証明書が必要です

#### ◆家賃等負担金

- ・免除となるもの…家賃、敷金、駐車場使用料(1台限り)、連帯保証人
- ・負担が必要なもの…光熱水費、共益費

◆無償提供期間…原則、平成28年10月末日までは無償です。

ただし、11月以降も継続して入居することが可能です。

なお、無償提供期間は延長される場合もあります。

### 《申込方法》

郵送による申請(※受付最終日[7/15]消印有効)

#### ◆必要なもの

- ・雇用促進住宅入居申請書(様式1号)
- ・り災証明書(後日提出可)

#### ◆お問合せ・郵送先

〒810-0012

福岡県福岡市中央区白金2-11-9 CR福岡ビル8F

一般財団法人SK総合住宅サービス協会九州支所

TEL 092-534-1600

### 3 あんま、はり、きゅう施術費助成について

熊本市に住所を有し避難所生活(拠点避難所・指定避難所のみ)をされている方に、疾病等の予防のために行うあんま、はり、きゅうの施術費の一部を助成します。

#### ◆対象となる方

熊本市に住所を有し、拠点避難所又は指定避難所で生活をされている方

#### ◆助成の内容

熊本市が指定する施術所に行き、1回についての**施術費が2,500円以上**の施術を受けた場合に、**施術費のうち1,000円**を助成します。

- ・施術所に行き施術を受けた場合が対象です。(施設は利用案内等記載の一覧表で確認ください)
- ・施術費から1,000円を引いた額の支払いが必要です。
- ・期間中、25回まで利用できます。
- ・避難所生活を終了した後に受けた施術については助成の対象外となります。

#### ◆助成期間

平成28年6月24日から拠点・指定避難所の閉鎖までの間

#### ◆申し込み方法

利用希望者には、避難所で申請書・利用案内等をお渡しします。避難所にいる市職員にお声かけ下さい。

詳しくは利用案内でご確認ください。

### 4 仮設住宅などへの引越しをお手伝いします

#### (災害ボランティアの派遣)

自宅が被災し、仮設住宅やみなし仮設住宅に入居される方で、下記に該当する方は、荷物の移動などのお手伝いをいたします。(通常の民間住宅への引越しはお手伝いできません。)

#### ◆対象となる方

- ・高齢や障がい、ひとり親など要援護世帯
- ・非課税世帯
- ・地震による傷病者世帯

#### ◆お問い合わせ・お申込み先

熊本市社会福祉協議会の各区事務所へご連絡ください。

中央区:096-288-5081	南区 :0964-28-7030
東区 :096-282-8379	北区 :096-272-1141
西区 :096-288-5817	(平日のみ 午前8時30分～午後5時00分)

※ 運び出しには細心の注意を払いますが、専門業者ではありませんので、万全ではありません。家具などを破損した場合には、「ボランティア活動保険」の賠償責任の範囲内での補償となりますことをご了承ください。

※ 危険家屋等への立ち入りなどの危険行為を要求しないでください。

